

広島市告示(佐伯区)第 19 号
令和 7 年 3 月 6 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 6 日から同月 20 日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の 種 類	路 線 名	供 用 開 始	供 用 開 始 の 期 日
国 道	一般国道 191 号	佐伯区湯来町大字下字宇佐 160 番地 1 地先から 佐伯区湯来町大字下字宇佐 5 番地 2 地先まで	令和 7 年 3 月 6 日